

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐田市長 草地博昭

市町村名 (市町村コード)	磐田市 (222119)	
地域名 (地域内農業集落名)	磐田北部地区 (元宮町、元天神、北見町、大藤1区、大藤2区、大藤3区、大藤4区、大藤5区、大藤6区、大藤7区、大藤8区、大藤9区、大藤10区、大藤11区、大藤12区、勾坂新、勾坂中下、勾坂中上、勾坂上、寺谷垓下、寺谷垓上、寺谷新田、新屋里、上村、中村、大海、竹之内里、向笠西里、篠原、岩井里、笠梅原、新屋原、竹之内原、向笠西原、岩井原、大久保、大藤13区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月9日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手が高齢化しているため、規模拡大志向の若手農業者や大規模農業者の一層の営農が期待されている。また、離農や後継者不足などによる荒廃農地の増加が懸念されており、未然に防止するためにも担い手への農地集積・集約化が求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平坦地では、農業用水施設の長寿命化や更新整備により農業用水の安定供給に努めるとともに、ほ場の大区画化等の検討や、麦・大豆等の生産のための水田の汎用化や担い手への農地の集積・集約化を進め、田及び畑としての土地利用を推進する。
台地の茶園地帯においては、地域での話し合いのもと、担い手への一層の農地の集積・集約化を進め、樹園地としての土地利用を推進する。また、台地沿いの畑地では施設園芸等の農業用施設用地としての土地利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	956.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	956.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を、農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年6月9日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・磐田市藤上原294番2 2,251㎡ 地図NO.1

・磐田市藤上原328番1 1,420㎡ 地図NO.2

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や法人及び認定新規就農者など農業を担う者を確保していくため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立するとともに、経営や栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

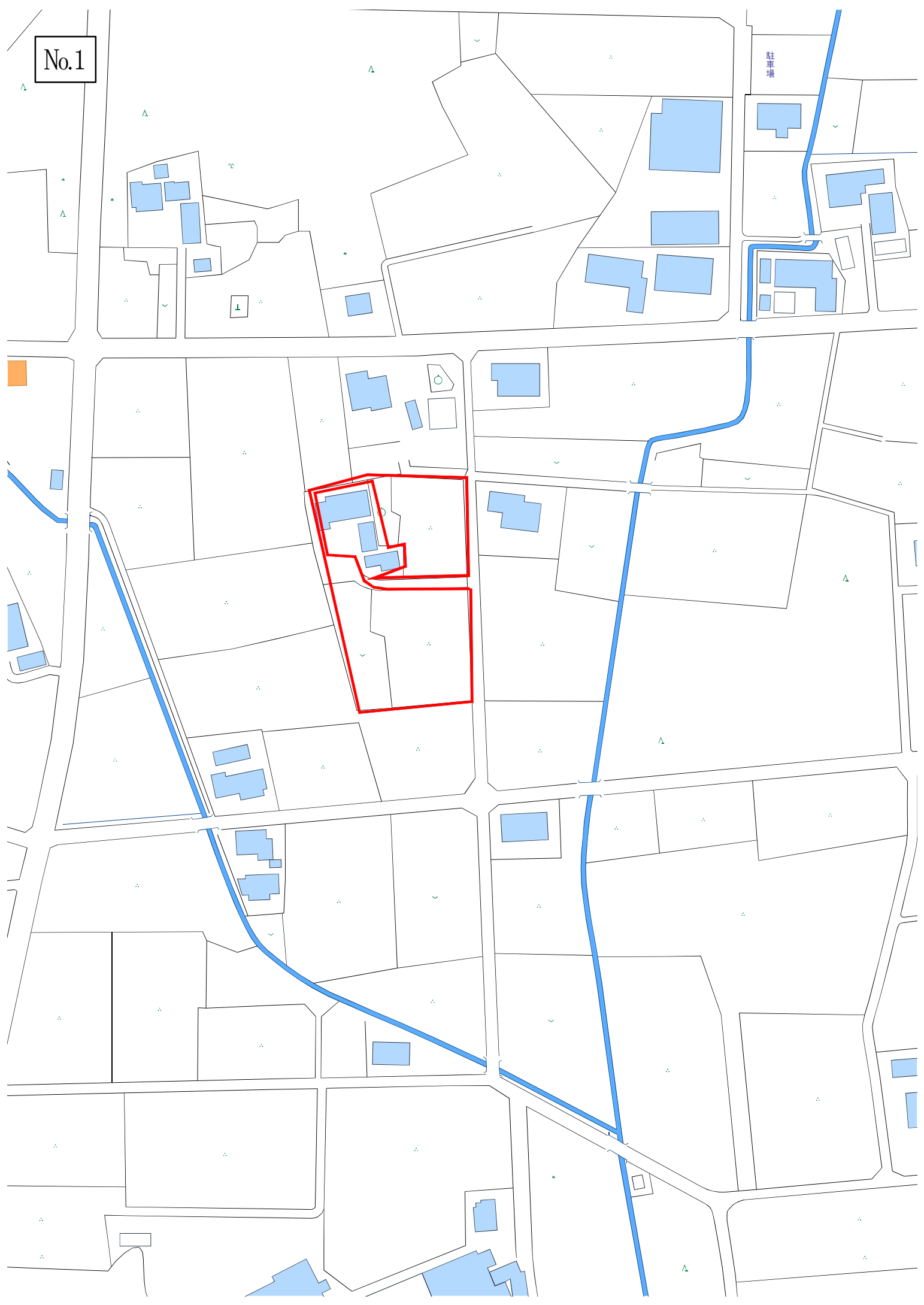
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
 ③農業のスマート化を図り、効率的な経営を目指す。

No.1

駐車場



No.2

